

令和8年度 記帳指導リーフレット一覧

※ リーフレット名をクリック（タップ）すると、該当のページに移動します。

・ 簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している皆様へ
・ 事業者の業務のデジタル化のメリット
・ デジタル化・AI導入補助金202603
・ デジタル化に関する相談窓口一覧
・ 会計ソフト利用状況等の記載のお願い
・ インボイス制度に関するお知らせ（個人事業者の方へ）
・ ご存知ですか「デジタルインボイス」
・ 電子帳簿等保存制度で経理のデジタル化
・ 優良な電子帳簿のススメ！
・ 請求書等を帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が新設されました
・ システム等の要件適合性に関する確認方法（J I I M A 認証制度）
・ 電子取引データを適切に保存できていますか
・ 電子取引データ保存要件チェックシート
・ 申告漏れがあった場合には... 売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります
・ 国税も！地方税も！キャッシュレス納付！
・ 計画的な納税資金の積立てを

簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している皆様へ

令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、

10万円控除要件が変わります！



え、どう変わるの？どうしたらいいの？

複式簿記かつe-Tax送信をして、
最大75万円の控除をめざしてみましよう！



令和9年分から青色申告特別控除はどう変わる？

10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える者は10万円の青色申告特別控除が適用できなくなります。

収入金額 (2年前)	改正前		改正後	
	【簡易簿記】	【簡易簿記】	【簡易簿記】	【複式簿記 + e-Tax】
1,000万円超	10万円	0円 (控除対象外)(※1)		65万円又は 75万円(※1 2)
1,000万円以下	10万円	10万円		

※1 不動産所得に関しては、収入区分が1,000万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、業務的規模の方は、改正前と同様に最大10万円の控除を受けることができます。
なお、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は簡易簿記の場合と同様に最大10万円となります。

※2 改正後の65万円控除の要件（複式簿記 + e-Tax）に加えて、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の要件を満たす優良な電子帳簿を作成及び保存している場合には、最大75万円の控除を受けることができます。



条件に該当したら青色申告特別控除を受けられなくなるのは分かったけど、複式簿記ってどのようにすればいいのかな・・・

おまかせください！裏面をご覧ください！



複式簿記には、会計ソフトが便利と聞いたけど？



会計ソフトを利用することで、日々の仕訳を簡単に行うことができ、入力した仕訳は他の帳簿へ自動的に転記・集計され、損益計算書や貸借対照表を効率的に作成できるため、複式簿記による記帳を行いやすくなります。

なかでもクラウド会計ソフトは、銀行口座との自動連携や請求書・レシートのスキャンといった機能を有しているものが多く、業務の効率化を図ることができます。



JIIMA認証
会計ソフト

会計ソフトの導入に当たっては、デジタル化・AI導入補助金が活用できます。小規模事業者の場合、導入費用の最大80%が補助されますので、是非活用をご検討ください。詳しくは、デジタル化・AI導入補助金ホームページ等から活用事例と併せてご確認ください。





補助金HP

複式簿記で記帳したいけど、指導してくれるところはありますか？



【記帳指導が受けられる主な指導機関と特徴】

名称	特徴	HP
青色申告会	記帳方法等について継続的な伴走支援が受けられます。 ※会員向けのサービスです。 ※詳細は最寄りの青色申告会へご確認ください。	 青色申告会
商工会/ 商工会議所	記帳方法だけでなく、補助金等に係る計画策定支援や経営相談にも対応しています。 ※一部会員向けのサービスです。 ※詳細は最寄りの商工会・商工会議所へご確認ください。	 商工会・商工会議所

まずは自分で学習したい場合は？



【YouTube「国税庁動画チャンネル」】

帳簿の記帳のしかたや決算のしかたに関する動画をYouTubeに掲載しています。



YouTube
「国税庁動画チャンネル」

【各種パンフレット】

帳簿の記帳のしかたや決算のしかたについて詳しく説明したパンフレットを国税庁ホームページに掲載しています。



パンフレット掲載先

税務署でも教えてもらえる？



【記帳・決算説明会】

税務署では、個人事業者の方を対象に、記帳に関する説明会を開催し、具体的な記帳のしかた等についての説明を無料で実施しています。

また、決算や消費税に関する説明会も行っていますので、ご利用ください。



説明会のご案内

【外部委託による記帳指導】

記帳のしかたのほか、一般的な決算における帳簿の処理や確定申告書等の作成に至るまでの一貫した指導を、各国税局が事業者委託して行っています。

記帳指導を希望される方は、所轄の税務署にお問い合わせください。

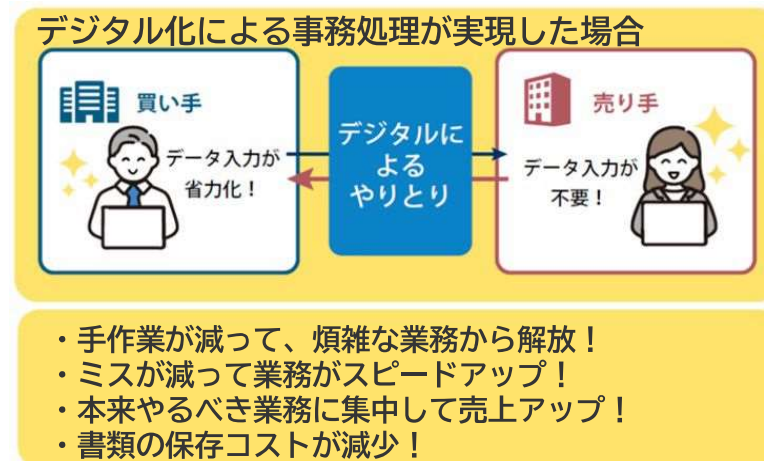
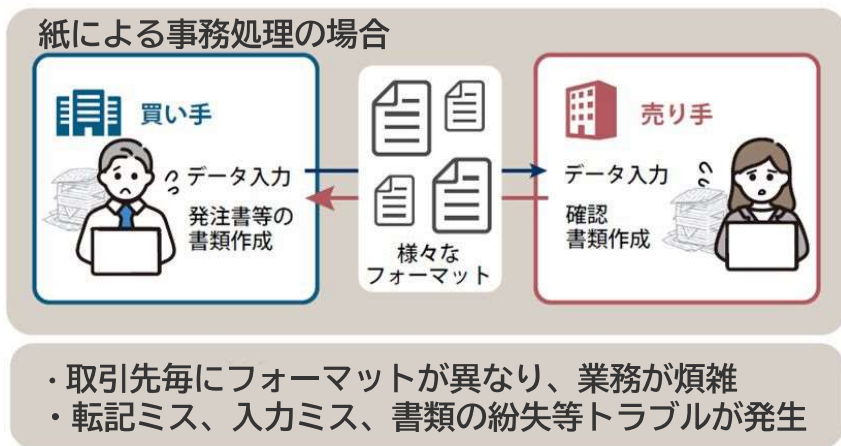
※ 申込状況により、ご希望に沿えない場合があります。



記帳指導について

事業者の業務のデジタル化のメリット

- ◆ 事業者が日頃行う事務処理について、一貫してデジタルで完結することにより、正確性の向上やバックオフィス業務の効率化を通じた生産性の向上等のメリットを享受することが期待されます。
- ◆ このため、国税庁では、関係機関等と協力して、デジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等により、デジタルインボイスやAI-OCR等の事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っています。



デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です！



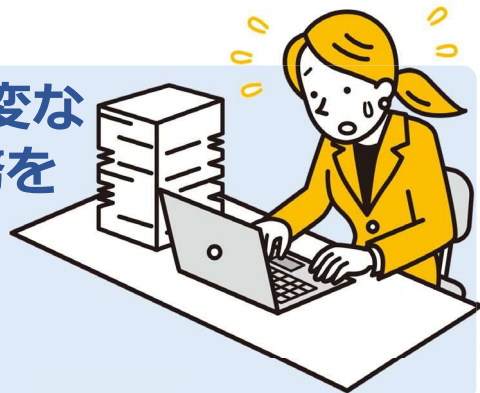
デジタルインボイス (デジタル to デジタル)

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一気通貫で自動化！



日々の経理が××で効率化？

日々の大変な
経理業務を



デジタル化
で効率UP!



デジタル化の検討にあたって

デジタル化・A導入補助金の活用

中小企業・小規模事業者が
デジタル化に活用できる
補助金です。

「デジタル化・A導入補助金（旧：
E導入補助金）」HPはこちら⇒



会計・請求業務のデジタル化にあたって

クラウド会計ソフト
を利用すると

ポイント
1 データで保存
ペーパーレスで
すっきり

ポイント
2 オンライン化で
リモートワーク対応

ポイント
3 データ連携や
自動仕訳で
生産性向上

ポイント
4 電子帳簿等保存制度
に対応できる

デジタルインボイス
(Peppol)
を利用すると

ポイント
1 取引相手の
システムを問わず
自動処理が可能

ポイント
2 会計ソフトと連動し
自動仕訳可能

ポイント
3 請求データの
自動処理で
入力ミス防止

デジタルインボイスへの
対応ソフト等はこちら⇒

デジタルインボイス推進協議
会（EIPA）ホームページをご
確認ください。



支援機関（無料相談窓口）の活用

デジタル化に関する困りごと
へ関係機関が無料相談窓口を
設け、支援を行っています。

国税庁HP「デジタル化に
関する相談窓口一覧」はこちら⇒



国税庁HP「事業者の
デジタル化促進」コー
ナーをご覧ください。



「デジタル化・AI導入補助金」で ITツール・AI導入による生産性向上を支援！

- AI等を用いた業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けた、ITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数者連携デジタル化・AI導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用**も支援します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担して**インボイス対応済の受発注ソフト**を導入し、受注者である**中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケース**を支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「**サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト**」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<活用イメージ・補助率等>

枠/類型	通常枠	複数者連携デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	AI等を用いたITツールを導入し、生産性を向上	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用）に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象			クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）（※1）
補助額	・ITツールのプロセス数が1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者(※2)：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 令和6年10月から令和7年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あることを示した事業者。

<補助金の活用例>

勤怠労務管理ツール

課題

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だった

変化

- ・導入により出先からの打刻が可能に
- ・**残業時間が3割削減**
- ・人事担当の**作業効率も大幅アップ!**

クラウド会計システム

課題

- ・仕訳や請求管理などの負担が大きい
- ・給与計算と勤怠管理が独立しており、給与振込までのスケジュールが厳しい

変化

- ・**AIによる自動仕訳**により経理処理の大幅な効率化を実現
- ・給与計算業務に要する**人員、作業時間ともに大幅削減!**

<今後のスケジュール>

中小企業デジタル化・AI導入支援事業
事務局ポータルサイト

・通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠

第1次申請締切日	5月 12日
第2次申請締切日	6月 15日
第3次申請締切日	7月 21日
第4次申請締切日	8月 25日

・複数者連携デジタル化・AI導入枠

第1次申請締切日	6月 15日
第2次申請締切日	8月 25日



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

デジタル化に関する相談窓口一覧

相談内容	相談先	電話番号等
① 経営に関する一般的なご相談 商工会・商工会議所の会員の方はもちろんのこと、非会員でも相談可能な経営支援の相談窓口	お近くの 商工会 または 商工会議所 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	全国商工会連合会 全国各地の商工会WEBサーチ https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
		日本商工会議所 商工会議所検索 https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch
② 経営に関する一般的なご相談 売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた提案や、適切な支援機関の紹介を行う相談窓口	各都道府県の よろず支援拠点 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	よろず支援拠点全国本部 支援拠点一覧 https://yorozu.smrj.go.jp/base/
③ IT利活用に関するご相談 ITコーディネーター等のIT専門家とオンライン面談が可能な相談窓口	IT経営サポートセンター 右記のサイトから相談日時を予約	IT経営サポートセンターHP https://it-sodan.smrj.go.jp
④ デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）に関するご相談 業務の効率化やDXの推進に向けたITツール等の導入費用を支援	デジタル化・AI導入補助金事務局 中小企業デジタル化・AI導入支援事業コールセンター	デジタル化・AI導入補助金HP https://it-shien.smrj.go.jp 0570-666-376（ナビダイヤル） 050-3133-3272（IP電話等） 【受付時間】 （9:30-17:30 土日祝・年末年始除く）
⑤ 適正記帳による経営の合理化に関するご相談 青色申告会・納税協会の会員の方向けの相談窓口	お近くの 青色申告会 右記のサイトから電話番号等をご確認ください ※個人事業者の方に限ります。	全国青色申告会総連合 窓口検索 https://www.zenairobr.jp/search/index.html
	お近くの 納税協会 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	納税協会 各地の納税協会 （滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） https://www.nouzeikyokai.or.jp/kobetsu/osakashi.html

○国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進（抜粋）」
 事業者のデジタル化促進 | 国税庁

6 会計ソフト利用状況等の記載のお願い

所得税等の確定申告書や法人税等申告に係る法人事業概況説明書において、以下の項目のとおり、事業者の会計ソフトの利用状況等の記載をお願いしているところです。

- 1 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第1表の収入金額等のア～ウ欄の区分
- 2 法人税及び地方法人税の申告に係る法人事業概況説明書に設定している、「5 PC利用状況」に係る項目

これらの項目については、国税庁が目指す社会全体のデジタル化の進捗を測定する参考指標の一つとして、今後、会計ソフトの利用状況（利用率）を公表・活用することを検討していきます。なお、会計ソフトの利用状況は、社会全体のデジタル化の進捗を測定する参考指標の一つであり、その状況に一定程度の進展があれば、更なるデジタル化を目指す新たな指標を検討する予定です。

(参考1) 所得税申告書様式

(参考2) 法人事業概況説明書様式

【記載時の留意事項】

- ・ 会計帳簿（仕訳帳、総勘定元帳及び補助簿など）の作成に当たり、会計ソフト（自己開発及び委託開発したものを含む）を利用している場合は、会計ソフト利用ありとして記載してください。
- ・ 表計算ソフトを利用している場合でも、会計ソフトと同様に、電子的に正規の簿記の原則に従って会計帳簿を作成している場合は、会計ソフト利用ありとして記載してください。
- ・ 事業者が会計ソフトを利用していない場合でも、会計事務所等記帳委託先が会計ソフトを利用している場合は、会計ソフト利用ありとして記載してください。
- ・ 年（課税期間）の途中から会計ソフトを利用し始めた場合でも、会計ソフト利用ありとして記載してください。

インボイス制度 に関するお知らせ

令和8年度
税制改正特集



インボイス制度に係る経過措置が変わります



2割特例は、令和8年分の確定申告まで適用可能です
令和9年分及び令和10年分の確定申告は、3割特例が適用
可能です

※ 3割特例とは、インボイス発行事業者の登録を機に免税事業者から課税事業者となった個人事業者
が、納付税額を売上げに係る消費税額の3割とすることができる制度



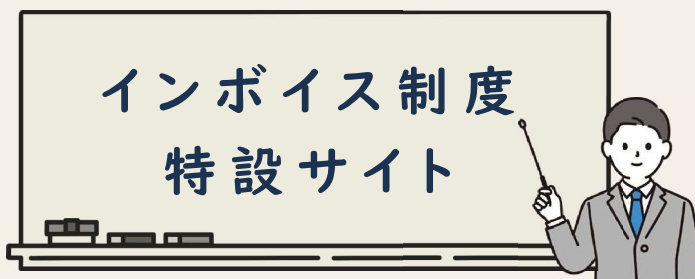
簡易課税への円滑な移行措置として
2割(3割)特例を適用した翌課税期間であれば、申告期限
まで※に簡易課税制度選択届出書を提出することで、そ
の翌課税期間から簡易課税制度が適用可能です

例 令和8年分申告において2割特例を適用していた場合、令和9年分の申告期限(令和10年3
月31日)までに届出書を提出すれば、令和9年分申告において簡易課税制度が適用可能



免税事業者等からの課税仕入れにつき一定割合を控除可能
とする経過措置について、令和8年10月1日からその割合
が80%から70%※となります

※ 令和10年10月1日から50%、令和12年10月1日から30%、令和13年10月1からは控除不可



インボイス制度
特設サイト



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に、制度のポイントを解説した動画やインボイス
の記載事項に関するチェックシート・解説マンガなど、制度に関する情報を掲載しています。



申告・納付は e-Taxで

e-Tax HP



自宅から、スマホで簡単に確定申告や申請などの各種税務手続きができます。

いつでもどこでも キャッシュレス納付



振替納税、ダイレクト納付、クレジットカード納付やスマホアプリ納付などのキャッシュレス納付が便利です。

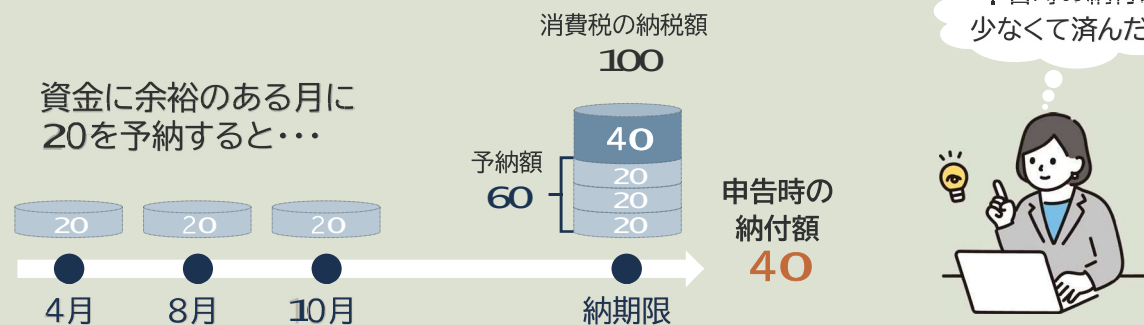
また、計画的な納付ができる**予納ダイレクト**もおすすめてです。

納税に関する
総合案内



予納ダイレクトとは…

将来に納付が見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付することができる手続で、申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減することが可能です！



各種相談窓口

国税庁HPの「インボイス制度に関する相談窓口一覧」に

相談内容に応じた各種相談窓口をまとめています。

インボイス制度に関する補助金等の情報も記載されておりますので、ご活用ください。

相談窓口一覧



ご存じ
ですか?!

売り手も買い手もスツキリ楽々!!

「デジタルインボイス」

PDFの請求書は「デジタルインボイス」ではありません!

デジタルインボイス?

うちの会社は、請求書をPDFにしてメールで送っているけど...?



それは、電子インボイスですね。

デジタルインボイス(ペポル^{ペポル} Peppol)は、請求情報を、売り手側のシステムから買い手側のシステムに対し、人手を介することなく、直接データ連携し自動処理される仕組みのことです。

すべてデータでやりとりされるため、紙やPDFの請求書で必要だった様々な処理が不要となり、売り手と買い手双方の経理業務の自動化・効率化が期待されます。



紙のインボイス

電子インボイス (PDFやExcelデータのメール送付)

デジタルインボイス (Peppol)

売り手
(発行)

請求書の
印刷や封入
が手間



郵送費も...

請求書が
データで
送れる



でも買い手
側は...

請求書が
データで
送れる

効率UP!



買い手と異なる
システムでもOK!

デジタルインボイスで



売り手も買い手も
業務が効率化!

買い手
(受領)

入力処理が大変

入力ミスも...



自動処理が
可能となり
手入力が不要!

効率UP!



売り手と異なる
システムでもOK!

※この案内において「デジタルインボイス」として記載されている内容は、Peppolに対応したデジタルインボイスを前提としています。

既に導入済の企業もあります!

デジタルインボイス導入済事業者の活用事例により導入のメリット等をご確認いただけます。

デジタルインボイス活用事例はこちら ⇒
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/case>



国税庁

法人番号 7000012050002

令和8年2月

デジタルインボイス導入までの流れ



導入をご検討の際は以下のステップをご確認ください。

STEP 01

デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の確認/導入

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。対応していない場合は、対応したサービスを導入いただく必要があります。

デジタルインボイス対応済サービス

※デジタルインボイス対応済サービスについては、下部に記載のEIPAホームページにてご確認ください。

STEP 02

ペポル「Peppol ID」の取得

利用開始に当たっては、デジタル庁に認定を受けたPeppolサービスプロバイダから「Peppol ID」を取得する必要があります。取得方法は、ご利用のサービスによって異なりますが、導入しているデジタルインボイス対応済サービスを通じて取得することが一般的です。

Peppol ID

STEP 03

取引先のPeppol IDの収集・取引先への案内

デジタルインボイスを取引先へ送信するためには、取引先のPeppol IDが必要となります。また、送付開始に当たっては、取引先への送付方法の変更の案内等を行った上で、開始するのが一般的です。デジタルインボイスでの請求書の受領を希望する場合は、請求元へ自社のPeppol IDを伝える必要があります。

取引先のPeppol IDの収集

取引先への開始案内

30社以上の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応！

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。

デジタルインボイス(Peppol)対応済サービスはこちら →
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/service>



デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の導入は、デジタル化・AI導入補助金の利用もご検討ください！

中小企業・小規模事業者がデジタル化に活用できる補助金です。

<https://it-shien.smrigo.jp/> ← 「デジタル化・AI導入補助金(旧: IT導入補助金)」ホームページはこちら



国税庁は、事業者の皆様の業務のデジタル化促進に向けて取り組んでいます。

国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」特設ページはこちら →
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/tokumijiyousyack.htm>



経理に関するお悩み ▶▶▶ 電子帳簿等保存制度で**経理のデジタル化**

こんなお悩み、ありませんか？

- 「もっと経理を楽にやりたい」
- 「経営状況をリアルタイムに把握したい」
- 「わざわざ出勤して請求書等処理している」

そのお悩み、**電子帳簿等保存制度**が解決！

(できることの例)

- もっとスピーディーに経理処理できる
- 経理のデジタル化を通じて生産性を向上
- 経理担当のテレワーク推進

Q. そもそもどんな制度？

A. このような場合に関するルールを定めています。

- 会計ソフトで作った帳簿を、プリントアウトせずに**データのままで保存**
- 経費の領収書やレシートを**スマホで撮影**して経理処理・保存

Q. 具体的に何が便利に？

A. このようなことができるようになります。

- 紙をファイリングする手間や保存スペースが**不要**に
- 日付や取引先名で検索できるので、探したい書類が**すぐに見つかる**
- データ上で経理処理ができるので、**経理担当もテレワーク**ができる

Q. 紙で帳簿・書類を保存している私には関係ない？

A. **いいえ**、紙で帳簿・書類を保存している方にも関係があります。

PDF等のデータで受け取った請求書などについては、ルールに基づいて保存していただくことが必要です。

電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。
- 記録の改ざんなどを防止する観点から、保存時に満たすべき一定の要件が電子帳簿保存法で定められています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

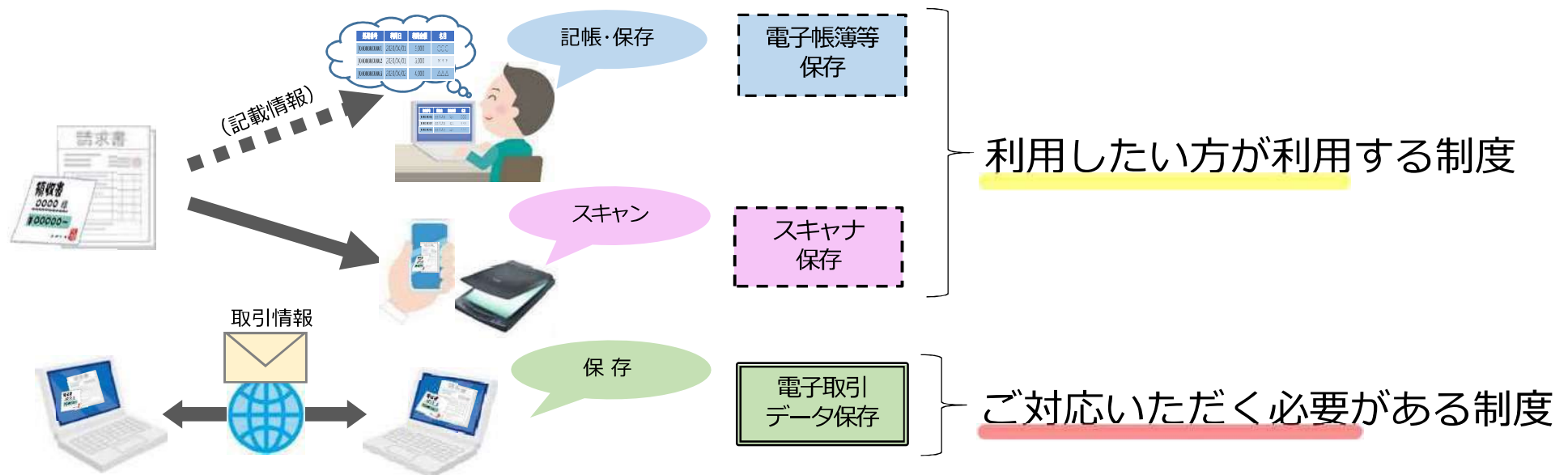
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（会計ソフトで作成している仕訳帳等）や国税関係書類（パソコンで作成した請求書等の控えや決算書等）については、プリントアウトして保存するのではなく、一定の要件の下で電子データのまま保存等ができます。〔平成10年度税制改正で創設〕

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した紙の領収書・請求書等）については、その書類自体を保存する代わりに、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。〔平成17年度税制改正で創設〕

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、一定の要件の下でその電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。〔平成10年度税制改正で創設〕





優良な電子帳簿のススメ！



国税庁担当者

そういえば最近よく「優良な電子帳簿」っていう言葉を見かけるな。あれってなんだろう？？

ご興味がおありですか？？それでは私が説明いたしましょう！！



経理担当者

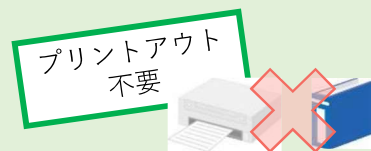
そもそも 電子帳簿等保存ってなあに？？



税法上保存が必要な「帳簿」「書類」をパソコン等で作成している場合、

- ① システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ② 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

を満たせば、**プリントアウトすることなく、電子データのまま保存することができる**というものです。



いちいち「帳簿」や「書類」を印刷してファイリングしなくてもいいんですね。



じゃあ 優良な電子帳簿ってなあに？？

税法上保存が必要な「帳簿」につき、上の①②に加え、

- ③ 訂正・削除・追加の履歴が残ること
- ④ 帳簿の相互関連性があること
- ⑤ 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること

を満たすものは優良な電子帳簿として、その帳簿に関連する過少申告があっても、**過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減される**というものです。

うっかり入力誤りなどがあっても、加算税の負担が軽くなりますね。



そうですね。そのほか、内部統制や対外的な信頼性の観点からも優れています。ただし、**以下の点にご注意**ください。



この措置の適用を受けるためには、

- あらかじめ（法定申告期限までに）届出書を提出していること
- その課税期間の最初から優良な電子帳簿として備付け・保存を行っていること

が必要となります。

➡ 裏面へ続く



すべての帳簿について、要件を満たす必要があるのでしょうか？



いいえ、**一定の帳簿に限定**されています。

● 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の5%軽減措置の対象となる帳簿の範囲

- ①仕訳帳、②総勘定元帳、③**その他必要な帳簿**

「③その他必要な帳簿」の具体例（※）

売上帳、仕入帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿、固定資産台帳、繰延資産台帳、貸金台帳（所得税のみ）、有価証券受払い簿（法人税のみ）

※ 所得税・法人税の場合の具体例です。消費税については、消費税法に規定する一定の帳簿が対象となります。

「③その他必要な帳簿」とは、具体例で示されているものすべてを作成しなければならないのですか？



いいえ、**ご自身が作成されている帳簿のうち、上記の具体例に該当するもの**について、要件を満たしていただければ大丈夫です。

なるほど。うちの会社は手形を扱っていないので、「受取手形記入帳」や「支払手形記入帳」は作らなくていい、ということですね。



そのとおりです。国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」では、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税軽減措置の判定チェックシートやQ&Aなどを掲載していますので、ご覧ください！

～これから会計ソフトを導入する方へ～

これから会計ソフトを導入しようと思うけど、どの会計ソフトが優良な電子帳簿の要件を満たしているんだろう？



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA（ジーマ））の認証を受けた会計ソフトは、優良な電子帳簿の機能要件を満たしており、そのパッケージや説明書に、「JIIMA認証マーク」がついています。ご購入の際に参考にされるといいですよ！
認証を受けた会計ソフトの一覧は、JIIMAのホームページに掲載されていますので、是非ご活用ください。



※ 認証ソフトが、ご自身が作成されている帳簿に対応しているかについても、別途ご確認ください。なお、優良な電子帳簿となるためには、機能要件のほか、システムの説明書やディスプレイの備付け等の要件も満たす必要があることにご留意ください。

JIIMA認証マークの一例

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



請求書等を帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が新設されました

～ 令和7年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及に向けて

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。それらの事務の中でも、(1)請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、(2)当該データが変更等されず保存されるとともに、(3)仕訳もデータ連携により記録され、(4)そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、人手による入力作業を介さないため、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上等を図ることが期待できます。

令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正においては、このうち請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件（下記「送受信・保存の要件（ルール）」参照）を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象^(※1)から除外すると共に、青色申告特別控除65万円を適用することができることとされています。^(※2)

(※1) 電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性があることから、電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税を10%加重することとされています。

(※2) 重加算税の10%加重の適用除外は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、青色申告特別控除は令和9年分以後の所得税について適用されます。

上記の税制上の措置を受けるためには、国税庁長官が定める基準に適合するシステム^(※3)を使用した上で、電子取引データを新設された一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるようにしておく必要があります。また、あらかじめ届出書の提出が必要です。

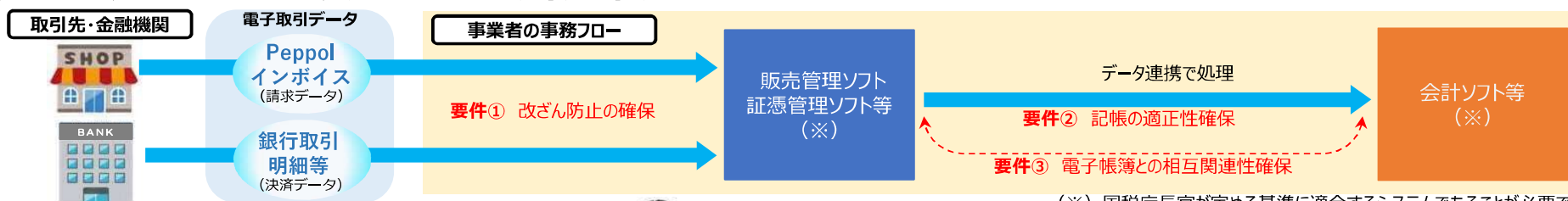
➤ 送受信・保存の要件（ルール）

	新設する送受信・保存の要件
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。 【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと） 【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと 【電子帳簿との相互関連性確保】

(※3) 国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、①デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）又は、

②預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データについて、上記の新設された要件に従って保存できる機能を有するシステムのことをいいます。

➤ 新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ



(※) 国税庁長官が定める基準に適合するシステムであることが必要です。

システム等の要件適合性に関する確認方法

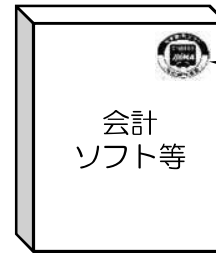
市販のソフトウェア等に関する要件適合性の確認方法（JIIMA認証）



【納税者】

どの会計ソフトが要件を満たしているのかな？

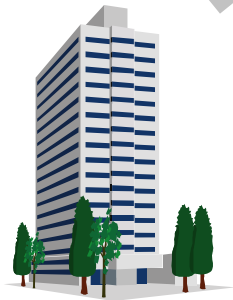
ソフトウェア等のパッケージや説明書のJIIMA認証マークをご確認ください。



(例)



④ 認証ソフトウェア等を販売

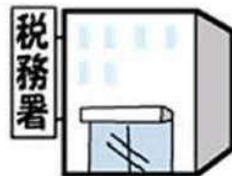


ソフトウェアベンダー

① 法令上の要件確認を依頼

② 要件適合を通知

★ 認証マークの使用が可能に



③ 確認（認証）したソフトウェア等の情報を提供



(公社)日本文書情報
マネジメント協会
〔略称：JIIMA〕

認証ソフトの一覧はJIIMAや国税庁のHPに掲載しています。

国税庁HPの掲載場所は
こちら



法人・個人事業者の皆様へ

電子取引データを適切に保存できていますか？



国税庁担当者

メールで受領した請求書の電子データを保存するようにしていますが、法令の要件にきちんと対応できているか不安で…



経理担当者

ご安心ください。電子帳簿保存法に則った電子取引データの保存方法を確認していきましょう！

そもそも いったいどんな電子取引データを保存する必要があるの??

取引に関して、書面でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（**注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など**）に相当する**電子取引データを受領又は交付**した場合、その電子取引データの電子保存が義務付けられています。



なるほど！保存が必要になるのは請求書だけではないんですね！



そのとおりです。次は電子取引データ保存のルールを見ていきましょう。

原則的な電子取引データ保存のルールは3つ！！

① 改ざん防止のための措置をとること

具体的には、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- タイムスタンプが付与されたデータを受領
- 受領したデータにタイムスタンプを付与
- 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- **改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け**

専用のシステムを導入しない方法もあります！

② 保存データを確保するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること

③ 「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること

加えて、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- 日付又は金額での範囲指定検索・2つの要素を組み合わせた検索ができること
- 税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができること

注 「基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方」等は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、③の検索要件を満たす必要はありません。

我が社は②③の要件は満たしていますが、①の改ざん防止のための措置が不十分であることがわかりました。早速、事務処理規程の策定などを進めたいと思います。



よろしくお願いします。なお、①から③のいずれかに対応していない場合でも、対応までの間は猶予措置が設けられています。

原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置等は裏面へ

原則的な保存ルール③の検索要件は簡易な方法による対応が可能です！！

保存した電子取引データについて「日付・金額・取引先」で検索をできるようにしておく必要がありますが、例えば次のような方法でも、③の検索要件を満たすことが可能です。

i **表計算ソフト等で索引簿を作成し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法**

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書

ii **規則性をもったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータを特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法**

 20240331_110000_(株)霞商店.pdf
 20240210_330000_国税工務店(株).msg
 20240228_330000_国税工務店(株).pdf
 20241217_220000_(株)霞商店.msg

原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置！！





原則的な保存ルールへの対応が間に合わない場合でも、次の(1)と(2)の両方を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です！

(1) 原則的な保存ルールに従って**電子取引データを保存することができなかったこと**について、所轄税務署長が**相当の理由**があると認める場合

※ 事前届出は不要で、「**人手不足**」「**システム整備の資金不足**」「**システム整備が間に合わない**」なども相当の理由として認められます。

(2) 税務調査の際に、

- ・ 電子取引データの**ダウンロードの求め** 
 - ・ 電子取引データを**プリントアウトした書面の提示・提出の求め** 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合**

まずは、**電子取引データを消さずに保存する**ことが重要なんです！



そのとおりです。これで電子取引データの保存はバッチリですね！



電子帳簿保存法への対応は、**業務のペーパーレス化・デジタル化につながり、業務の効率化も期待**できます！
もっと詳しく知りたい方は、国税庁HPの「**電子帳簿等保存制度特設サイト**」にアクセスして説明動画やQ&Aをご覧ください。

こちらからアクセス



電子取引データ保存要件チェックシート
(申告所得税及び法人税に係る国税関係帳簿書類の保存義務のある全ての方が対象)

令和6年11月

電子取引を行っていますか？(法25)

電子取引とは、取引に関して、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データを受領又は交付することをいいます。
例えば、(1)いわゆるEDI取引、(2)インターネット等による取引、(3)電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルの場合を含む。)、(4)インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引をいいます。

[取引先からのメール、EDI、クラウド等で受領した見積書・納品書・請求書、ECサイトで購入した商品の請求書や領収書、インターネットのみで確認できるクレジットカード、ネットバンキング、水道光熱費などの明細書等があれば電子取引に該当します。]

↓ YES ... Noの場合は電子取引データを保存する必要はありません。

原則的な電子取引データの保存に関して、以下の 1 2 3 の要件を全て満たしていますか？

1

改ざん防止の措置を行っている(規4①〜④)

いずれかの改ざん防止のための措置をとる必要があります。

① タイムスタンプが付与されたデータを受受
② 受領したデータにタイムスタンプを付与
③ 訂正・削除の履歴が残るシステム等でデータを受受・保存
④ 改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け

改ざん防止措置への対応のポイント
専用のシステムを導入しない方法として「④改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け」といった方法もあります。国税庁HPにも、事務処理規程のサンプルが掲載されていますので活用ください。

2

ディスプレイ・プリンタを備え付けている(規2②ニ)

ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていませんが、税務調査等において当該電子取引データを確認できるようにする必要があります。

備付け要件への対応のポイント
スマートフォンのみで取引を行っている場合など、パソコンやプリンタ等を保有していない場合でも、近隣の有料プリンタ等により速やかに出力できれば、この備付け要件を満たしているものと取り扱われます。

3

3つの記録項目で検索できる(規2⑥五イ)

「取引年月日」、「取引金額」及び「取引先」の3つの記録項目で検索できる必要があります。

YES

範囲指定・組合わせ検索ができる(規2⑥五ロハ)

次の検索要件をいずれも満たしている必要があります。

- 「取引年月日」又は「取引金額」の項目について、範囲指定をして検索できること(範囲指定検索)
- 2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索できること(組合わせ検索)

YES → 「3」の要件を満たしています。

以下のいずれかに該当する(規4①)

次のいずれかに該当する必要があります。

- 基準期間(2年(期)前)の売上高が5,000万円以下
- 電子取引データを出力した書面を、取引年月日及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている。

YES

税務調査等の際にダウンロードの求めに応じることができる(規4①)

税務調査等の際に税務職員からの電子取引データのダウンロードの求め(データの提示・提出の要求)があった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。

YES → 「3」の要件を満たしています。

↓ 1 2 3 全てに YES

原則的な保存要件を満たしています。

「1」〜「3」の
どれかひとつでも
NO

原則的な保存要件に対応するまでの猶予措置に関して、以下の 1 2 の要件を共に満たしていますか？(規4③)

1

保存できなかったことについて相当の理由がある(規4③)

相当の理由とは、例えば、「システム等の整備が間に合わない」「人手不足」「システム整備の資金不足」など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。

2

税務調査等の際に対応ができる(規4③)

税務調査の際に税務職員からの

① 電子取引データのダウンロードの求め(データの提示・提出の要求)
② 電子取引データを出力した書面の提示・提出の求め
があった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。

↓ 1 2 共に YES

↓ 「1」・「2」のいずれかNO

猶予措置の適用を受けることができます。

猶予措置を含めてルールに従った保存ができていません。
(上記原則的な保存要件「1」〜「3」又は猶予措置の要件「1」「2」をご確認ください。)

(注) チェックシート内の「法」及び「規」は以下の法令をいいます。
法：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
規：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

改正内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- ✓ 法人
- ✓ 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ & A

e-Taxを使った キャッシュレス納付

はじめての一步を体験しよう!



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。
 実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。
 ※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはありません。

体験できること

- ✓ 徴収高計算書の作成
- ✓ ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- ✓ インターネットバンキングによる納付

パソコン操作や e-Tax に不安のある方に
 特におすすめです!!

簡単を体験!!

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ!

「自動ダイレクト」とは?

申告書等データの送信とあわせて納付データを送信することができる機能。
 手続はチェックボックスに を入れるだけですとても簡単。

実際の申告書等データの画面

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは?
 災害等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

ここにチェックを入れるだけ

- 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	123412341234
引落日	○年○月○日
納付金額	1,000円
引落口座	〇〇銀行△△支店 普通預金 1234567

リサイクル適性(A)
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和7年9月



国や地方公共団体は、より便利で効率的な社会の実現を目指し、金融機関と協力してキャッシュレス納付の推進に取り組んでいます。



国税のお支払は

e-Tax

画面でわかる！ キャッシュレス納付の かんたん操作ガイド



- STEP1** e-Tax にログインし、申告書等データを作成・送信します。
- STEP2** e-Tax 内の「お知らせ・受信通知」に格納されるメッセージをクリックし、「受信通知（納付区分番号通知）」を表示します。
- STEP3** 「各種手続・サービス」（下図参照）から、利用する納付手段を選択します。

受信通知（納付区分番号通知）

各種手続・サービス **実際の受信通知の画面**

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

今すぐに納付される方

納付日を指定される方

電子納税

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
(控文を取るが、印刷されることをお勧めします。)

収納機関番号 00200

納付番号 利用者識別番号を入力してください。

種別番号 納税用種別番号を入力してください。

納付区分 7421604315

有効期限 令和06年07月29日

納付金額 10,000円

インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

インターネットバンキング

スマホアプリ納付

スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続きを行ってください。
なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。

納付先 納付税務署

納付金額 10,000円

スマホアプリ納付

クレジットカード納付

クレジットカードによる納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税のクレジットカードお支払サイト」で納付手続きを行ってください。
なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

納付先 納付税務署

納付金額 10,000円

クレジットカード納付

各種キャッシュレス納付の操作方法

ダイレクト納付

引き落とし口座や納付日を選択するだけで手続完了です。

⚠️ **ダイレクト納付が表示されない方**
ダイレクト納付を利用するには、事前に「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要です。

インターネットバンキングによる納付

利用する金融機関を選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

スマホアプリ納付

利用するPay 払いを選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。
納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

クレジットカード納付

利用するカード番号等を入力し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。
納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

キャッシュレス納付の詳細は
国税庁ホームページをチェック！

個人の方におすすめの
「振替納税」
もこちらから。



国税庁ホームページ



地方税のお支払は

簡単

エル キューアール
eL-QR



いつでもどこでも キャッシュレス納付

都道府県・市区町村から届いた「eL-QR」の印字された
納税通知書・納付書をご用意ください。

選べるお支払方法 ①

利用できるスマホ決済アプリの一覧はこちら



- スマホから「〇〇ペイ」「〇〇払い」で納付したい



STEP 1

スマホ決済アプリを起動

STEP 2

eL-QRを読み取り
※読み取り後に表示される金額等を確認してください

STEP 3

支払を実行
納付完了！

選べるお支払方法 ②

地方税お支払サイトの特徴やeL-QR利用方法の詳細はこちら



- クレジットカードで納付したい
- インターネットバンキングで納付したい
- 2枚以上の納付書をまとめて納付したい



STEP 1

地方税お支払サイトにアクセス

STEP 2

「お支払サイトでお支払い」からeL-QR読み取り画面へ

STEP 3

eL-QRを読み取り
※読み取り後に表示される金額等を確認してください
※2枚以上の納付書がある場合は続けて読み取ってください

STEP 4

支払方法を選択
支払を実行
納付完了！

よくあるご質問 Q&A

- Q1** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要がありますか？
- A1** 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。 ※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。
- Q2** 届いた納付書にeL-QRがありません。
- A2** 都道府県や市区町村によりeL-QRが利用できる税金の種類が異なります。納付書にeL-QRがない場合は、納付書に記載のある納付方法や納付場所で納付してください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**



計画的な納税資金の積立てを!

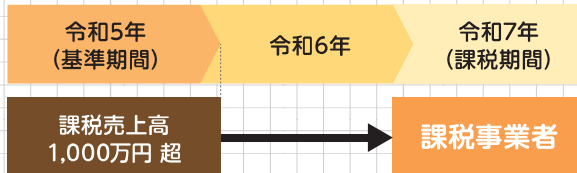
Point

消費税の確定申告が必要な事業者とは?



基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

Point

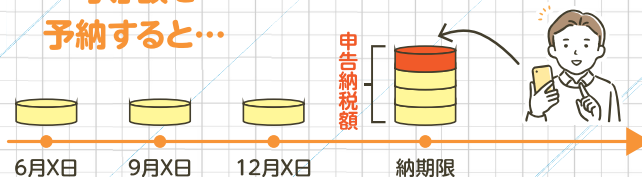
計画的な納税資金の積立てには**予納ダイレクト**が便利です!

Q. 予納ダイレクトとは?

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

定期的に均等額を予納すると...

最後の納付が少なくて済んだよ! 差額もダイレクト納付!



予納ダイレクトのメリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

サイトと動画でもっと詳しく!

詳しくは、国税庁ホームページへ

YouTubeでも紹介しています!

確認しながら作業ができる!

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



ダイレクト納付を利用した予納と分割納付のご紹介▶



●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業(第1種事業)		小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など(第3種事業)		飲食店業など(第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など(第5種事業)		不動産業(第6種事業)		
	年間課税売上高	各月売上高	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167万円	20万円	1.7万円	40万円	3.4万円	60万円	5.0万円	80万円	6.7万円	100万円	8.4万円	120万円	10.0万円
3,000万円	250万円	30万円	2.5万円	60万円	5.0万円	90万円	7.5万円	120万円	10.0万円	150万円	12.5万円	180万円	15.0万円

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和7年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

納税額・積立額の目安はこちら

Point

インボイス発行事業者の方へ! 『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

詳しくは、国税庁ホームページへ



「消費税 2割特例
特設ページ」へ



インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に
関する各省庁等の
相談窓口一覧



選べる便利な
納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

納付書不要で納付できます! /

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	e-Taxで申告後、e-Taxを経由して、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、納付する方法

詳しくは、国税庁
ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書を送付することはありません。

YouTube
でも紹介しています!

使うと便利!
キャッシュレス
納付方法のご案内



Point

納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁
ホームページへ



Point

マイナンバーカード及び電子証明書の期限にご注意ください!

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続きやマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続きをお願いします。

詳しくは、
デジタル庁公式note

